令和８年（フ）第６４１号
埼玉県比企郡鳩山町大字須江321番地１
債務者　原野　由萌
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６７０号
埼玉県入間市扇町屋４丁目２番16号　フレグランス山岡Ｃ101
債務者　宮里　弘子（旧姓大久保）
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２５０号
埼玉県大里郡寄居町大字秋山721番地　栄寿会あきやま苑
債務者　高木　良子（旧姓宮前）
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２６３号
埼玉県熊谷市上奈良1259番地４、旧住所埼玉県大里郡寄居町大字桜沢529番地１　セレクトＴ101
債務者　柴崎　俊一
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３０１号
埼玉県大里郡寄居町大字富田3970番地９
債務者　赤津　理佳
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３９号
京都府福知山市かしの木台５丁目50番地の11、前住所福井県大飯郡高浜町東三松第５号76番地３
債務者　金子　直史こと　金　　成学
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第９９号
岩手県北上市和賀町岩崎30地割37番地
債務者　及川　美咲
１　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第１１０２号
東京都町田市旭町１丁目11番８号カインドネス町田旭町206
債務者　亀元　一英
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２２７号
石川県野々市市本町３丁目４番22号　リンヴェルディーレ203号、従前の住所愛知県名古屋市守山区喜多山２丁目５番19号　カームダウン喜多山306号（従々前の住所）石川県野々市市菅原町２－８、金沢市西念３丁目７番14号
債務者　山本　玲真
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５９号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘３丁目152番地４　県住37―204
債務者　木戸　進也
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７２号
石川県加賀市冨塚町中尾126番地２　介護老人保健施設　葵の園、住民票上の住所石川県加賀市山代温泉17の17番地の甲　パブリックマンション三岳201号室
債務者　小山扶佐子
１　決定年月日時　令和８年９月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和８年（フ）第３１号
福井県敦賀市松栄町10番３―105号、前住所福井県敦賀市疋田68号６番地の２（深坂）
債務者　前田　邦彦
１　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第３８号
福井県大飯郡高浜町鐘寄第18号７番地１　セカンドアメニティＡ102、前住所愛媛県四国中央市上柏町512番地２
債務者　秋山　大伍
１　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第３３０７号
大阪市西成区南津守６丁目３番１―1005号
債務者　渡邊真由美
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５２８号
大阪市旭区中宮３丁目２番27号　レジデンス中宮パートⅡ　305
債務者　木本　千尋
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７５２号
大阪市西区新町４丁目８番８―1106号
債務者　寺本　信之
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部